

あいさつ

今年は通水前の「堀川クリーンアップ活動」を6月7日に開催しました。たくさんの地域住民の参加で堀川をきれいにして頂きありがとうございました。深く感謝申し上げます。

今年も例年通り6月17日に通水式を執り行いました。今年は三島と久重の二連水車を新調更新し、水車大工を引き継いだ橋本さん達が精魂込めて造り上げ、順調に回っています。また、朝倉市と九州大学の協力で小石原川ダム付近のコア山に水車の胴木に使用しているアカマツを植樹しました。水車の材料となる木材を朝倉市で調達できるようにする取り組みであり、60年後には使用できるようになるという事で次代に引き継ぐ事業として行っています。

田植えにおいては、降雨が多く水の心配もなく、全地区順調に完了したことを嬉しく思っております。近年、夏場の渇水に悩まされていますが、秋の水稲の収穫が無事に迎えられるよう願っています。

最後になりますが、今年の五穀豊穡と組合員皆様方の益々のご活躍とご多幸を心よりご祈念申し上げます。今後とも、改良区事業運営に総代・役職員一丸となって取組んで参りますので、組合員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

理事長 森部 茂美



令和7年度通常総代会開催

令和8年3月27日(金)通常総代会を朝倉地域生涯学習センターで開催しました。総代総数49名中44総代(うち書面議決書12総代)が出席し、「令和8年度一般会計収支予算(案)について」の議案を含む全6議案が承認・議決されました。

広報誌では、令和8年度一般会計収支予算書の概要を報告します。

令和 8 年度一般会計収支予算書				(単位：円)
[収入の部]		[支出の部]		
土地改良事業収入	17,301,000	土地改良事業費支出	7,902,000	
附帯事業収入	220,000	附帯事業費支出	320,000	
特定資産運用収入	73,000	一般管理費支出	15,065,000	
補助金等収入	2,290,000	土地改良事業負担金	2,250,000	
交付金収入	0	借入金返済支出	0	
寄付金収入	1,000	支払利息	0	
雑収入	32,000	固定資産取得支出	0	
借入金収入	0	特定資産積立支出	693,000	
特定資産取崩収入	0	雑支出	1,000	
繰越金	6,500,000	繰越金	186,000	
		予備費	0	
収入合計		26,417,000	支出合計	
			26,417,000	

第19回「地域とともに 堀川クリーンアップ活動」参加者926名

5月19日(火)30地区の区会長参加による「堀川連絡協議会」を開催。クリーンアップ活動の事前説明を行い、協力をお願いしました。

6月7日(第1日曜日)第19回「堀川クリーンアップ活動」を開催。区会長を中心に積極的な地域での取組みがなされ、一般797名、子供129名、合計926名の参加を頂きました。活動の結果、堀川用水路は見違えるように綺麗になりました。皆様の参加につきまして、心より厚くお礼申し上げます。今後も先人たちが残してくれた地域の宝・財産である堀川用水路を地域の皆様と共に守り続けたいと思っています。

来年度も6月の第1日曜日に第20回「堀川クリーンアップ活動」を開催しますので、ご協力よろしくお願い致します。



「水土里ビジョン」の策定について

耕作者が営農を継続するためには、堰や基幹水路等の基幹施設から水口までの末端水路が適切に保全されている必要があります。しかしながら、集落の人口減少や高齢化により、これらの施設の維持管理が困難になりつつあります。このため国は、土地改良区が市町村や集落等の関係者と協議し、施設管理の役割分担、関係者間の連携方法等を定めた「水土里ビジョン」を策定し、これに基づき関係者が一体となって維持管理することで、基幹から末端水路までの保全を図ることを期待し、令和7年4月に土地改良法が改正されています。「水土里ビジョン」を策定にあたっては、県、福岡県朝倉農林事務所、土地改良事業団体連合会からの支援があること、また、改良区の経営安定化及び補助金の嵩上による経費削減になることから、令和8年度内の策定を目指す考えであります。

山田堰受益面積の変更届について

災害復旧に係る桂川・妙見川の河川拡幅工事および両筑橋架け替え工事等に伴い、山田堰土地改良区の受益面積が変更になる組合員の方は、「地区除外申請書」の提出が必要となります。該当される組合員の方でまだ手続きをされていない方は**印鑑と面積変更のわかる書類(県土整備からの送付書類)**を持参の上、山田堰土地改良区事務所までお越しいただきますようお願い致します。

なお、地区除外決済金につきましては令和7年度通常総代会において10a当たり81,000円(賦課金の30年分)徴収する事が議決されましたので報告を致します。

賦課金納付にご理解を

改良区は組合員皆さんからの賦課金で運営されています。土地改良区の賦課金は公租公課にあたり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。前期については7月13日例年通り10a当たり1,350円(平成9年より同額)をJ口座より決済させていただきました。決済されていない方は、早急にお支払い下さいますようお願い致します。

農地移動の届出は忘れずに・・・次の場合は届出を!

農地の売買や貸借は届出を!

農業委員会・法務局とは別に土地改良区へ届出が必要です。

*** 売買 * 贈与 * 貸借**

農地の転用は届出を!

農地転用の場合には土地改良区へ届出が必要です。
県道や河川拡幅等の公共工事による面積変更も届出が必要です。

組合員の変更は届出を!

* 組合員の死亡、名義変更する場合
* 農業者年金等により経営移譲する場合
* 住所変更の場合

* ご不明な点は下記へご連絡ください *

